

長

辺

注1 経歴証明書は、接続の工事に従事した勤務先の証明を受けなければなら
ない。

- 2 従事した接続の工事の内容は、別表第四号の実務経歴が容易に判別できるものであること。
- 3 従事期間は、次により計算した期間を記入すること。
 - (1) 従事した日から起算し、末日は終了しないときでも1日として算入する。
 - (2) 月又は年で定める従事期間は、暦に従って計算し、月又は年の始めから起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に応当

する日の前日をもつて満了する。ただし、最後の月又は年に応当日がないときは、その月の末日をもつて満了するものとする。

- (3) 従事期間を計算するには、1月に満たない従事日数は、合算して30日になるときは1月とし、1年に満たない従事月数は、合算して12月になるときは1年とする。

- 4 従事した勤務先が異なるときは、それぞれの勤務先ごとに経歴証明書を作成すること。